

平成30年5月17日（木）  
山口 和之議員（無所属）

参・法務委員会  
対法務当局（民事局）

5問 改正法案では、危険物に関する荷送人の通知義務を定める条文が新設されているが、「危険性を有するもの」とは何か、引火性、爆発性以外のものの具体例を含め、法務当局に問う。

（答）

（御指摘のとおり、）改正法案では、荷送人は、運送品が危険物であるときは、その引渡しの前に、運送人に対し、危険物の安全な運送に必要な情報を通知しなければならないとし、危険物については、現行国際海上物品運送法第11条第1項と同様に「引火性、爆発性その他の危険性を有するもの」と定義している（新商法第572条）。

この「引火性、爆発性その他の危険性を有するもの」とは、現行国際海上物品運送法の解釈と同様に、物理的に危険な運送品を指し、例えば、ガソリン、灯油、火薬類、高圧ガス、アルコール濃度の高い化粧品等がこれに該当する。

また、引火性、爆発性以外の危険性を有するものとしては、例えば、濃硫酸など他の物質を溶かす性質のある強酸性の物質がこれに当たる。

（参考条文）

○ 国際海上物品運送法（昭和三十二年法律第百七十二号）

（危険物の処分）

第十一条 引火性、爆発性その他の危険性を有する運送品で、船積の際運送人、船長及び運送人の代理人がその性質を知らなかつたものは、何時でも、陸揚し、破壊し、又は無害にすることができる。

平成30年5月17日（木）  
山口 和之議員（無所属）

参・法務委員会  
対法務当局（民事局）

6問 高価品の特則にいう「高価品」とは何か、具体例を含め、法務当局に問う。

（答）

現行商法では、貨幣、有価証券その他の高価品については、荷送人が運送を委託するに当たりその種類及び価額を通知しなければ、運送人は損害賠償の責任を負わぬものとしており（現行商法第578条），改正法案も、このような規律を基本的に維持している（新商法第577条第1項）。

この高価品については、商法上、定義が設けられていないが、判例によれば、「容積又は重量に比して著しく高価な物品」をいうものとされており（注1），具体的には、商法上例示されている貨幣、有価証券のほか、宝石、貴金属、骨董品等がこれに当たる（注2）。

（注1）最高裁昭和45年4月21日第三小法廷判決・集民99号129頁

（注2）このほか、裁判例としては、絵画、宝飾品、フロッピーディスクが高価品とされたものがある。これに対し、上記最判では、容積重量ともに巨大な外国製研磨機が高価品に当たらないとされている。また、東京地裁平成元年4月20日判決・金融商事判例836号20頁では、パスポートが高価品に当たらないとされた。

（参照条文）新商法

（高価品の特則）

第五百七十七条 貨幣、有価証券その他の高価品については、荷送人が運送を委託するに当たりその種類及び価額を通知した場合を除き、運送人は、その滅失、損傷又は延着について損害賠償の責任を負わない。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

- 一 物品運送契約の締結の当時、運送品が高価品であることを運送人が知っていたとき。
- 二 運送人の故意又は重大な過失によって高価品の滅失、損傷又は延着が生じたとき。

平成30年5月17日（木）  
山口 和之議員（無所属）

参・法務委員会  
対法務当局（民事局）

7問 運送人にとって、運送品が何であるかは重大な関心事であるが、運送人が荷送人の承諾なくエックス線検査を行って運送品を調べることは問題がないのか、法務当局に問う。

（答）

1 例えば、国際航空貨物運送約款には、「運送人は、貨物の梱包及び内容を検査する権利を有する」旨の定めがあることが通例である。そして、このような約款の下においては、運送人がエックス線検査を行って運送品を調べることは、民法上の不法行為に当たらないものと考えられる。

2 これに対し、このような検査権限に関する約定がない場合には、一般的には、運送人が荷送人の承諾なくエックス線検査を行って運送品を調べることは、荷送人のプライバシーを侵害するものとして、民法上の不法行為に当たり得る。

もっとも、例えば、標準宅配便運送約款には、「運送人は、荷物が危険品であるなど、他の荷物に損害を及ぼすおそれがあることを運送の途上で知ったときは、荷物の取卸しその他の運送上の損害を防止するための処分をする」との定めがあり、この定めの合理的な解釈として、運送品が危険品であることを窺わせる具体的な疑いが生じた場合等には、運送人が運送品の内容を確認することも許容されるとする見解（注）がある。この見解によれば、運送人が荷送人の承諾なくエックス線検査を行って運送品を調べたとしても、民法上の不法行為には当たらない場合があり得るものと考えられる。

（また、このような約款がない場合であっても、運送品が危険物であることを窺わせる具体的な疑いがあり、運送人がその内容を確認せずに運送を継続した場合には、その生命又は身体等に重大な損害が生ずるおそれがあると認められるような場合には、信義則上、荷送人の承諾なく運送品の検査を

することが許容される場合もあり得るものと考えられる。)

(注) 最高裁平成21年9月28日決定(検査機関が荷送人等の承諾を得ずにエックス線を照射した行為は、強制処分に当たり、検証許可状によらずに行うことは違法である旨)の最高裁判例解説の見解

同解説によれば、後記参考3の標準宅配便運送約款第18条の処分の前提として、荷物の内容物が危険品等である具体的な疑いが生じた場合や腐敗している場合等には、業者が荷物自体に対する管理権に基づいて荷物の中身を開披することも、約款の合理的な解釈ないし条理上許されることができるように思われるとされる。

#### (参考1) JAL CARGO国際運送約款(貨物)

##### (貨物の検査)

第30条 会社は、すべての貨物の梱包及び内容を検査する権利及び貨物に関連して提出された情報及び書類が正確であるか又は充分であるかを調査する権限を有しますが、その義務は負いません。

#### (参考2) JAL CARGO国内運送約款(貨物)

##### (貨物の点検)

第22条 会社が、貨物運送状の記載事項について疑いがあると認めた場合は、会社は、荷送人又は第三者の立会いを求めて、貨物点検をすることがあります。

#### (参考3) 標準宅配便運送約款

##### (荷物の内容の確認)

第4条 当店は、送り状に記載された荷物の品名又は運送上の特段の注意事項に疑いがあるときは、荷送人の同意を得て、その立会いの上で、これを点検することができます。

##### 2・3 (略)

##### (引受拒絶)

第6条 当店は、次の各号の一に該当する場合には、運送の引受けを拒絶することができます。

六 荷物が次に掲げるものであるとき。

ア 火薬類その他の危険品、不潔な物品等他の荷物に損害を及

ばすおそれのあるもの  
(危険品等の処分)

第18条 当店は、荷物が第6条第6号アに該当するものであることを運送の途上で知ったときは、荷物の取卸しその他の運送上の損害を防止するための処分をします。

8問 物品運送契約の締結後、運送の途中で、約款などで承諾を得ていたことに基づきエックス線検査等を実施したことによって、運送品が通知・明告を受けていない危険物又は高価品であったことが判明した場合、運送人としては、当該運送品についてどのような処理をする義務を負うのか、法務当局に問う。

(答)

運送人が運送の途中でエックス線検査等を行い、運送品が危険物であったことが判明した場合には、運送人が運送品の取卸しなどの運送上の損害を防止するための処分をし得る旨の約定がされることが一般的である(注1)。このような場合には、運送人は、他の運送品に損害を発生させることを防止するため、他の運送品の荷送人との関係で、信義則上、運送品の取卸し等の処分をする義務を負うこともあり得ると考えられる。そのほか、運送人としては、運送中に当該運送品が危険物であると知るに至った以上、当該荷送人との関係においても、安全な運送の履行という観点から、危険物が爆発等しないように適切な措置を講ずる義務を負う場合もあるものと考えられる(注2)。

他方、運送人が運送の途中でエックス線検査等を行い、運送品が高価品であったことが判明した場合については、他の運送品に損害を発生させるものではないため、一般的には、運送人が運送品の取卸し等の処分をする義務を負うことではないと考えられる(注3)。

(注1) 標準宅配便運送約款第18条第1項、標準貨物自動車運送約款第30条第1項等

○ 標準宅配便運送約款

(引受拒絶)

第6条 当店は、次の各号の一に該当する場合には、運送の引受けを拒絶することがあります。

六 荷物が次に掲げるものであるとき。

ア 火薬類その他の危険品、不潔な物品等他の荷物に損害を及ぼすおそれのあるもの

(危険品等の処分)

第18条 当店は、荷物が第6条第6号アに該当するものであることを運送の途上で知ったときは、荷物の取扱いその他運送上の損害を防止するための処分をします。

(注2) 運送人としては、危険物通知義務違反を理由に、荷送人に対して、追加の措置を講じたことによる費用等を損害として賠償請求することが可能であるため、運送人に過度な負担を強い結果とはならない。

(注3) なお、当該荷送人との関係では、運送人が当初普通品としての運送を引き受けている以上、重過失の有無の判断基準は、あくまで普通品の運送を前提とすることで足りるものと考えられる。